

●人権 21世紀へ向けて⑤

「人権教育のための 国連十年」に関する 国内行動計画②

国内行動計画では、前回お知らせした基本的考え方のもと、学校教育・社会教育・企業その他一般社会教育のいすれにおいても、人権教育を積極的に推進するとしています。その口でも特質的なことをいくつかお知らせします。

まず、学校教育では、「小・中・高校」すべての人の人権を尊重する意識を高める教育を専門とする教育を推進する「層別推進する」「一人ひとりを大切にした教育を推進する」となっています。神戸の小学生が殺された事件のように、「人が大切にされない社会」「一人ひとりの人権が尊重されない社会」という風潮にある今、非常に大切なことではないでしょうか。

また、社会教育では、公民館などでの人権についての学習をさらに進めることにより、次のような場合は、廃車、署名などと共に税金を支払う税」をテーマに各種の行事を全国的に実施します。

南国税務署では、高加税署が課税されます。入場は無料です。このように、企業や一般社会への教育では、差別された人々を救うためどうすればいいか調査研究することや、本人の能力・適性により采用を行いうシステムを作りあげるよう企業に指導、啓発を行っています。

これは、まだまだ人権侵害・就職差別が多い現状から、企業や一般社会がこの問題を解決する責任があることを示しています。人権教育を進めるためには、まず、人権教育に多くの職業が「人権教育に関する持定職業」とされたのは、次回お知らせする「重要課題への対応」に関係するすべての職業を網羅していくからです。

これらの仕事について、これから、人権感覚を身につけるのは私たちすべてにとって大切な課題です。

同和教育 シリーズ

識字教育を充実させたり、障害者などの学習機会を多くするとなっています。

人々に、人権意識や人権感覚を身につけてもらう必要があります。そこで、国内行動計画では、次の職業の人々に、研修などを通じて、人権教育を充実することにしています。

開拓員、矯正施設・更生保護関係職員など、入国管理官係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者。このように多くの職業が「人権教育に関する持定職業」とされたのは、次回お知らせする「重要課題への対応」に関係するすべての職業を網羅していくからです。

これらは、まだまだ人権侵害・就職差別が多い現状から、企業や一般社会がこの問題を解決する責任があることを示しています。人権教育を進めるためには、まず、人権教育に多くの職業が「人権教育に関する持定職業」とされたのは、次回お知らせする「重要課題への対応」に関係するすべての職業を網羅していくからです。

これらは、まだまだ人権侵害・就職差別が多い現状から、企業や一般社会がこの問題を解決する責任があることを示しています。人権教育を進めるためには、まず、人権教育に

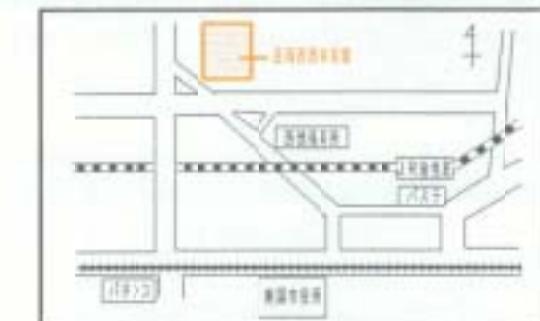
第11回 識字学級・集会所文化祭

部落解放を目指して取り組んできた成果や課題を持ち寄って、発表提起することにより、地域の文化・教養の向上を図り、部落解放への意欲を高めることを目的とします。皆さんのご来場をお待ちしています。

■とき 11月8日(土) 9:00~17:00(式典13:00)
11月9日(日) 9:00~16:00

■ところ 長岡西部体育館
■内容 舞台の部・展示の部

▶ 識字学級、集会所、保育所、小・中解放子ども会、育成会などの作品展示や発表
▶ 演説「人間っていいなあと思える世の中」
三重県教育委員会派遣司政教主事 松村留広さん
▶ 識字学級・集会所文化祭実行委員会、市教育委員会



※問い合わせは、同和教育課同和教育指導係まで

税のお知らせ

ご存じですか 「税を知る週間」

ぜひ、ご来場ください。
■とき 11月18日(火)～23日(日)
午前10時～午後5時
(ただし18日は午後1時～)

■とこ ヨシデンプラザ高知
(高知市本町4丁目)
(☎ 080-3215)まで
※問い合わせは、南国税務署

■内 容
■税に関するマンガ展示
■税に関する小・中学生の書字や国画の展示
■秋に関するオスター・バルの展示

■届け出について
コンパイン・トラクターなどのうち乗用拖車を有するものは課税されますので、取得した場合は登録の届け出が必要です。

■届け出について
年中の家屋の新築・増改築などの異動状況を調査しています。正しい評価をすることができるよう、ご協力をお願いします。

■届け出について
年中の家屋で、売買・贈与・相続などにより所有者を変更した場合は、必ず年内に納税義務者変更届を提出してください。届け出をされないままでと、旧所有者に課税され、ご迷惑を掛けることとなります。

なお、未登記の家屋で、売買・贈与・相続などにより所有者を変更した場合は、平成10年1月16日までに申告が必要です。申告が漏査による伺いした時など、すでにお聞きしている場合は、申告の必要はありません。

ただし、取り壊し家屋について、税務課職員が漏査による伺いした時など、すでにお聞きして

いる場合は、申告の必要はありません。

※くわしくは、税務課資産税係までお問い合わせください。

家屋調査にご協力ください 納税義務者変更届け出 家屋の取り壊し申告を!

平成10年度の固定資産税課税のため、平成9年中の家屋の新築・増改築などの異動状況を調査しています。正しい評価をすることができるよう、ご協力をお願いします。

また、今年中に家屋を取り壊した場合は、平成10年1月16日までに申告が必要です。申告が漏査による伺いした時など、すでにお聞きして

いる場合は、申告の必要はありません。

ただし、取り壊し家屋について、税務課職員

が漏査による伺いした時など、すでにお聞きして

いる場合は、申告の必要はありません。

ただし